

(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書に関する補足資料

<補足資料内容>

- 1 6 公園整備と生態系の保全措置の両立のあり方 1
- 1 7 供用時の土地被覆の変化に伴う
相沢川への雨水排水の影響 2
- 1 8 公園整備事業区域内における調整池整備・供用の考え方 3

令和3年11月

1.6 公園整備と生態系の保全措置の両立のあり方

(1) 「みどりの賑わい・レクリエーションエリア」における公園整備と生態系の保全措置の両立のあり方

「みどりの賑わい・レクリエーションエリア」における公園整備と生態系の保全措置の両立のあり方は、「保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）創出」等を踏まえて具体的な施設配置計画の検討を行い、詳細を準備書において示します。

なお、2021年10月27日審査会補足資料で示しました「土地区画整理事業が創出する「保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）」や自然環境の連続性に配慮」の「連続性に配慮」とは、「緑のつながりに配慮する」ということを示します。具体的には、土地区画整理事業が創出する「保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）」が分断影響を受けないように、「みどりの賑わい・レクリエーションエリア」における緑のつながりに配慮した草地や植栽等の配置などの検討を行い、詳細を準備書において示します。

(2) 「みどりの実践エリア」における公園整備と生態系の保全措置の両立のあり方

「みどりの実践エリア」における公園整備と生態系の保全措置の両立のあり方は、「現在の湧水環境等に配慮した水辺空間」、「生息環境の創出に寄与するような調整池」等を踏まえて具体的な施設配置計画の検討を行い、詳細を準備書において示します。

なお、「みどりの実践エリア」における日本庭園やアウトドア体験施設等と湧水環境や生息環境の創出に寄与するような調整池等との両立なども踏まえて具体的な施設配置計画の検討を行い、詳細を準備書において示します。

17 供用時の土地被覆の変化に伴う相沢川への雨水排水の影響

本事業の対象事業実施区域のうち相沢川流域には、「みどりの賑わい・レクリエーションエリア」が設定されており、エリアの大部分は、草地広場、遊具広場、運動広場、多目的広場、硬式野球場、ドッグラン、桜並木、大花壇など、土地区画整理事業によって造成や整地される土地利用と比較して、本事業の供用時は、雨水の表面排水が低い土地利用形態を想定しており、今後、公園内への雨水貯留や浸透機能の整備等の詳細な検討を行います。

土地区画整理事業によって整備される調整池3は、観光・賑わい地区、物流地区、公益的施設用地（公園・防災等用地）の相沢川流域部分の雨水排水を対象とした計画としており、本事業の雨水排水量は、計画容量に影響はありません。なお、土地区画整理事業において、河川の形態、流量の予測評価をしています。

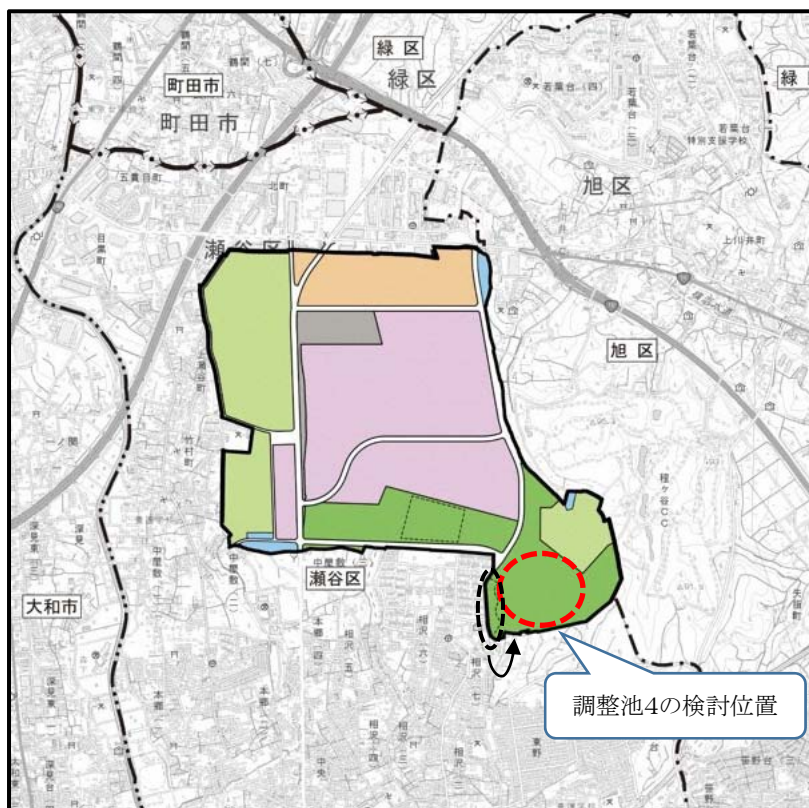


図 17-1 調整池の位置

(9月30日審査会 土地区画整理事業補足資料No.27 より)

1 8 公園整備事業区域内における調整池整備・供用の考え方

相沢川流域の調整池3は、土地区画整理事業において、地下式として整備される計画です。調整池3は、本事業の供用前に整備・供用され、その後、本事業において、上部に草地広場などを整備する計画です。

和泉川流域の調整池4は、土地区画整理事業において、地上式を基本として整備される計画です。調整池4の具体的な設えや供用の時期については、土地区画整理事業が本事業等と調整を図りながら、地形や自然豊かな環境をいかし、生息環境の創出に寄与するような調整池を検討するとしています。